

しゅうそう
周桑地区活性化計画

愛媛県
愛媛県西条市

平成23年3月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	周桑地区活性化計画	市町村名	西条市	地区名	周桑地区	計画期間	H23～H27
都道府県名	愛媛県						

目 標 :

優良農地の確保に資する農業生産基盤の整備を行うとともに、特産品の高付加価値化による地場産品の販売額を増加させることにより、農業経営の安定と農業従事者の定住化を図り、現在計画区域内に居住している人口の減少率2.8%(H17.3～H22.3)を2.7%(H22.3～H27.3)に抑制させることを目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

当地区が属する西条市は、平成17年、旧西条市と周桑地域(旧東予市、旧丹原町、旧小松町)の合併により誕生した市である。その中で今回は周桑地域の用途地域を除くエリアを対象として活性化計画を策定した。

周桑地区は、愛媛県東部に広がる道前平野に位置し、西日本最高峰の石鎚山(標高1,982m)をはじめ四国山地中屈指の高山郡で形成する石鎚連峰を背にして、山稜を境に高知県と接し、西は東温市、東は旧西条地域に隣接している。

また、山岳部より涵養された名水が注ぎ込む瀬戸内海の燧灘に面しており、清冷で豊かな水資源を供給しているとともに、年平均気温は16℃前後、年平均降水量は1,500mm程度の瀬戸内海の温暖で農業生産に適した気候にも恵まれ、多品目において県内第1位の生産量を誇る農作物を産出している。

現状と課題

当地区の農業構造については、他地域と同様に全体的な農業人口の減少及び高齢化がみられ、土地利用型農業を中心としているが深刻な農業の担い手不足に陥っている。また、地区内山間部やその周辺地域などにおいては、一部遊休化した農地が近年増加傾向にある。このような地域の農業構造の現状をふまえ農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業の持続的な発展を目指していく必要がある。

今後の展開方向等

- ①農地集積や農作業の効率化を図り、高付加価値作物を推進してゆくための農業用排水路、農道等農業生産基盤の整備
- ②特産品の高付加価値化による地場産品の販売額の増加を目指した「安全で安心、美味しく元気な西条産品」の「西条ブランド」の形成の施策を展開することにより、現在計画区域内に居住している人口の人口減少率2.8%(H17.3～H22.3)を鈍化させることを目指していく。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
西条市	掛井出地区	基盤整備(農業用排水施設)	西条市	有	イ	
西条市	大新田北地区	基盤整備(農業用排水施設)	西条市	有	イ	
西条市	玉之江西地区	基盤整備(農業用道路)	西条市	有	イ	
西条市	幸の木地区	基盤整備(農業用排水施設)	西条市	有	イ	
西条市	吉田東地区	基盤整備(農業用排水施設)	西条市	有	イ	

(2)法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
西条市		グリーン・ツーリズム推進事業	西条市	H19～
西条市		地域資源活用コーディネート事業	西条市	H20～

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項

--

3 活性化計画の区域

周桑地区(愛媛県西条市)	区域面積	26,976ha
区域設定の考え方		
<p>①法第3条第1号関係:当該区域の面積26,976ha(用途地域を除く)のうち、経営耕地面積は3,187ha、林野面積は18,625ha、合計21,812haで全体の80.9%を占め、農林業が重要な産業である地域である。 なお、農林業就業者数は3,302人で総就業者の26,230人に対し12.6%を占めている。</p>		
<p>②法第3条第2号関係:人口の動態は、西条市市街地等の用途地域内の人口においては増加傾向にあるが、今回の計画区域である農村部に居住している人口は減少傾向で、H17(35,964人)→H22(34,948人)において人口減少率は2.8%であり、また、農村部の農業従事者の高齢化傾向からみても当該区域の活性化のためには、定住化および地域間交流等を促進することが必要不可欠である。</p>		
<p>③法第3条第3号関係:計画区域は、用途区域を除いており、市街地を形成している区域は含んでいない。</p>		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

計画終了翌年度に、愛媛県農地整備課及び西条市農林土木課において、活性化計画の目標である人口減少率の低下を、住民台帳の資料を用いて検証する。

用途地域外人口推移

平成17年4月1日現在 35,964人

平成22年4月1日現在 34,948人

平成27年4月1日現在 34,000人を下回らないことを確認。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
えひめけん 愛媛県(代表) さいじょうし 西条市	H23 ~ H27

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
愛媛県農林水産部農地整備課	089-941-2111	089-912-2534	nouchiseibi@pref.ehime.jp
西条市農林水産部農林土木課	0897-56-5151	0897-52-1200	norindoboku@saijo-city.jp

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標 (掛井出地区)		増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する 農業用排水施設等の機能の確保		111.5ha	計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha) =計画区域における農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され 機能が確保された農地の面積(ha) =111.5ha
事業活用活性化計画目標の設定根拠			
<p>掛井出水路は、慢性的な干害に悩む地域に用水供給を図る目的で造成された兼久池(貯水量469千m³)へ、中山川の釜之口堰から導水する重要な水路である。当該施設受益は、水田農業を中心とした営農であるが、高齢化や後継者不足に伴う農業労働力の確保が困難な中、当該水路は造成から50年以上経過しており老朽化によるクラックや穴あきが生じる等、水路壁の転倒の恐れがあり、維持管理労力の増大及び施設補修費等維持管理負担が増大しており、早急に改修する必要がある。よって、これらの基盤条件の改良を行う農業用排水施設等の整備面積を数値目標として設定する。</p>			
事業活用活性化計画目標 (大新田北地区)		増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する 農業用排水施設等の機能の確保		9.0ha	計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha) =計画区域における農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され 機能が確保された農地の面積(ha) =9.0ha
事業活用活性化計画目標の設定根拠			
<p>本地区は、燧灘沿岸の低湿地地帯で水稻を中心とした地域である。 本地区の排水路は、老朽化が進み、上流部の混住化や平坦な低湿地ということで、水路断面も小さく、排水不良に悩まされている。よって排水路を整備し、排水を促進し、農地の汎用化を高めるとともに営農労力の軽減を図る。 よって、これらの基盤条件の改良を行う農業用排水施設等の整備面積を数値目標として設定する。</p>			

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標 (玉之江西地区)		増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する 農業用排水施設等の機能の確保		5.6ha	計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha) =計画区域における農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され 機能が確保された農地の面積(ha) =5.6ha
事業活用活性化計画目標の設定根拠			
<p>本地区は水田農業を中心とした営農であるが、高齢化や後継者不足に伴う農業労働力の確保が困難な中、現在の農道は幅員狭小で路面が脆弱であることから、通行に支障を来している。このため、地域農業の展開を図っていくためには本農道の早急な改修整備が必要である。</p> <p>よって、これらの基盤条件の改良を行う農業用排水施設等の整備面積を数値目標として設定する。</p>			
事業活用活性化計画目標 (幸の木地区)		増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する 農業用排水施設等の機能の確保		6.3ha	計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha) =計画区域における農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され 機能が確保された農地の面積(ha) =6.3ha
事業活用活性化計画目標の設定根拠			
<p>本地区は水田及びきゅうり等の畑作を中心に営農しているが、高齢化や後継者不足に伴う農業労働力の確保が困難な中、本路線は土水路であり、草刈りや土砂上げ等の維持管理の負担が増大している。また、計画路線の中央付近には貴重な水源となる泉があり、貯水及び遊水機能を合わせ持っている。本水源施設の管理については、畦畔兼用の幅員1.0m程度の小道しかなく、車両の進入も困難な状況である。このため、本事業により用排水路の整備を行うとともに、維持管理を適正に行うため管理用道路を整備し、畑作振興など新たな農業展開等を図っていくものである。</p> <p>よって、これらの基盤条件の改良を行う農業用排水施設等の整備面積を数値目標として設定する。</p>			

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標 (吉田東地区)	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する 農業用排水施設等の機能の確保	6.5ha	計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha) =計画区域における農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され 機能が確保された農地の面積(ha) =6.5ha
事業活用活性化計画目標の設定根拠 当該施設受益は水田農業を中心とした営農であるが、高齢化や後継者不足に伴う農業労働力の確保が困難な中、現況が土水路及び老朽化した水路であるため、草刈、土砂上げ等の維持管理に苦慮している。このため、今回水路を整備することにより維持管理負担等の軽減を図り、畑作振興等の新たな農業展開に向けて取り組むものである。 よって、これらの基盤条件の改良を行う農業用排水施設等の整備面積を数値目標として設定する。		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
事業活用活性化計画目標の設定根拠		

II 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望 額 (千円)	交付額算 定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
農業用排水施設	掛井出地区	農業用排水路工 N = 1 L = 1,380m	L = 1,380m	H23年 ~ H26年	西条市	80,000	40,000	50%	40,000	農業用排水路工の整備を行うことにより農業用水の供給機能が確保され、優良農地を確保するとともに、地場産品の販売額を増加させることにより、農業従事者の定住化を図り、人口減少率の低下を目指す。
農業用排水施設	大新田北地区	農業用排水路工 N = 1 L = 462m	L = 462m	H23年 ~ H25年	西条市	92,000	46,000	50%	46,000	農業用排水路工の整備を行うことにより農業用水の供給、排水機能が確保され、優良農地を確保するとともに、地場産品の販売額を増加させることにより、農業従事者の定住化を図り、人口減少率の低下を目指す。
農業用道路	玉之江西地区	農道舗装工 N = 1 L = 335m	L = 335m、W = 4.0m	H23年 ~ H24年	西条市	42,000	21,000	50%	21,000	農道工の整備を行うことにより農作物の運搬機能が確保され、優良農地を確保するとともに、地場産品の販売額を増加させることにより、農業従事者の定住化を図り、人口減少率の低下を目指す。
農業用排水施設	幸の木地区	農業用排水路工 N = 1 L = 263m	L = 263m	H23年 ~ H24年	西条市	28,000	14,000	50%	14,000	農業用排水路工の整備を行うことにより農業用水の供給、排水機能が確保され、優良農地を確保するとともに、地場産品の販売額を増加させることにより、農業従事者の定住化を図り、人口減少率の低下を目指す。
農業用排水施設	吉田東地区	農業用排水路工 N = 1 L = 580m	L = 580m	H24年 ~ H26年	西条市	50,000	25,000	50%	25,000	農業用排水路工の整備を行うことにより農業用水の供給、排水機能が確保され、優良農地を確保するとともに、地場産品の販売額を増加させることにより、農業従事者の定住化を図り、人口減少率の低下を目指す。
						292,000	146,000		146,000	

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	愛媛県・西条市	
計画期間 実施期間	H23～H27 H23～H26	総事業費(交付金) 292,000千円(146,000千円)

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	人口の減少、高齢化の進展等による農山漁村の活力の低下にかんがみ、優良農地を確保するため、本交付金により農業用排水施設等を整備し、定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能を確保することにより、区域の人口減少率を低減させることを目標としているので、基本方針と適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	農業振興地域内であり、西条市管理計画にも明記され連携調和が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	地元土地改良区において合意形成がなされている。
事業の推進体制は確立されているか	○	西条市が事業主体で改良区とともに推進している。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	優良農地を確保するため本交付金により農業用排水施設、および農業用道路を整備し、定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能を確保することにより、区域の人口減少率を低減させることを目標としているので、整合している。
計画期間・実施期間は適切か	○	5地区で事業実施予定であり、計画期間を5年、実施期間を4年としており、適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	交付金要望額 = 292,000千円 交付限度額 = 事業費 292,000千円 × 交付額算定交付率 50% = 146,000千円であり、範囲内である。

2 個別事業について(掛井出地区)

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	該当無し。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	農林畜水産業関係補助金等交付規則により、処分制限期間は、コンクリート造り水路30年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	費用対効果分析の基準(土地改良事業経済効果算定方法)に基づき算定しており、適切に行われている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	費用対効果分析による算定結果は1.21である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	要件類別7の事業主体(市)と事業メニュー①の事業内容の要件(受益面積5ha以上)を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	個人に対する交付ではない。また西条市が施工し、丹原町土地改良区が維持管理するため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	比較設計等を行い経済的な構造としているため、過大な積算とはなっていない。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	水路工において、二次製品を使用するなど、コスト縮減に努めている。
附属施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	附属施設を交付対象としていない。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	備品を交付対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	-	

施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	既存施設敷地内で改修可能であるため新たな施設用地の確保は必要ない。				
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領の運用に定める基準を満たすとともに、その必要性を十分に検討しているか	－					
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第3262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか</td> <td style="width: 20%;">－</td> </tr> <tr> <td>地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか</td> <td>－</td> </tr> </table>	処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第3262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	－	地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	－		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第3262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	－					
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	－					
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	西条市において、適正な資金計画がなされており、予算措置は適正に行われている。				
入札方式は一般競争入札若しくはこれと同等の方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付し難い場合は、理由は明確か	○	西条市契約規則に基づき適正に処理している。				
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)</td> <td style="width: 20%;">○</td> </tr> <tr> <td>収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか</td> <td>－</td> </tr> </table>	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	－		丹原町土地改良区において、丹原町土地改良区維持管理計画書を策定し、これに従い適正に管理を行う。
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○					
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	－					
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	－	他の事業との合体施工等の予定はない。				
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか(ある場合には、事業名を記載すること)	－	他の事業への重複申請の予定はない。				

2 個別事業について(大新田北地区)

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	該当無し。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	農林畜水産業関係補助金等交付規則により、処分制限期間は、コンクリート造り水路30年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	費用対効果分析の基準(土地改良事業経済効果算定方法)に基づき算定しており、適切に行われている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	費用対効果分析による算定結果は1.99である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	要件類別7の事業主体(市)と事業メニュー①の事業内容の要件(受益面積5ha以上)を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	個人に対する交付ではない。また西条市が施工し、西条市大新田土地改良区が維持管理するため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	比較設計等を行い経済的な構造としているため、過大な積算とはなっていない。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	水路工において、二次製品を使用するなど、コスト削減に努めている。
附属施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	附属施設を交付対象としていない。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	備品を交付対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	-	

施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	土地所有者との協議により取得の見通しがついている。						
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領の運用に定める基準を満たすとともに、その必要性を十分に検討しているか	－							
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か								
<table border="1"> <tr> <td>処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第3262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか</td> <td>－</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか</td> <td>－</td> <td></td> </tr> </table>	処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第3262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	－		地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	－			
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第3262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	－							
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	－							
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	西条市において、適正な資金計画がなされており、予算措置は適正に行われている。						
入札方式は一般競争入札若しくはこれと同等の方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付し難い場合は、理由は明確か	○	西条市契約規則に基づき適正に処理している。						
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか								
<table border="1"> <tr> <td>維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)</td> <td>○</td> <td>西条市新田土地改良区において、西条市新田土地改良区維持管理計画書を策定し、これに従い適正に管理を行う。</td> </tr> <tr> <td>収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか</td> <td>－</td> <td>該当無し。</td> </tr> </table>	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	西条市新田土地改良区において、西条市新田土地改良区維持管理計画書を策定し、これに従い適正に管理を行う。	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	－	該当無し。		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	西条市新田土地改良区において、西条市新田土地改良区維持管理計画書を策定し、これに従い適正に管理を行う。						
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	－	該当無し。						
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	－	他の事業との合体施工等の予定はない。						
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか(ある場合には、事業名を記載すること)	－	他の事業への重複申請の予定はない。						

2 個別事業について(玉之江西地区)

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	該当無し。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	農林畜水産業関係補助金等交付規則により、処分制限期間は、アスファルト舗装10年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	費用対効果分析の基準(土地改良事業経済効果算定方法)に基づき算定しており、適切に行われている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	費用対効果分析による算定結果は1.18である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	要件類別7の事業主体(市)と事業メニュー②の事業内容の要件(受益面積5ha以上)を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	個人に対する交付ではない。また西条市が施工し、西条市吉井土地改良区が維持管理するため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	比較設計等を行い経済的な構造としているため、過大な積算とはなっていない。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	コスト縮減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	附帯施設を交付対象としていない。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	備品を交付対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	-	

施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	土地所有者との協議により取得の見通しがついている。						
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領の運用に定める基準を満たすとともに、その必要性を十分に検討しているか	－							
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か								
<table border="1"> <tr> <td>処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第3262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか</td> <td>－</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか</td> <td>－</td> <td></td> </tr> </table>	処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第3262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	－		地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	－			
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第3262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	－							
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	－							
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	西条市において、適正な資金計画がなされており、予算措置は適正に行われている。						
入札方式は一般競争入札若しくはこれと同等の方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付し難い場合は、理由は明確か	○	西条市契約規則に基づき適正に処理している。						
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか								
<table border="1"> <tr> <td>維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)</td> <td>○</td> <td>西条市吉井土地改良区において、西条市吉井土地改良区維持管理計画書を策定し、これに従い適正に管理を行う。</td> </tr> <tr> <td>収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか</td> <td>－</td> <td>該当無し。</td> </tr> </table>	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	西条市吉井土地改良区において、西条市吉井土地改良区維持管理計画書を策定し、これに従い適正に管理を行う。	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	－	該当無し。		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	西条市吉井土地改良区において、西条市吉井土地改良区維持管理計画書を策定し、これに従い適正に管理を行う。						
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	－	該当無し。						
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	－	他の事業との合体施工等の予定はない。						
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか(ある場合には、事業名を記載すること)	－	他の事業への重複申請の予定はない。						

2 個別事業について(幸の木地区)

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	該当無し。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	農林畜水産業関係補助金等交付規則により、処分制限期間は、コンクリート造り水路30年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	費用対効果分析の基準(土地改良事業経済効果算定方法)に基づき算定しており、適切に行われている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	費用対効果分析による算定結果は1.57である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	要件類別7の事業主体(市)と事業メニュー①の事業内容の要件(受益面積5ha以上)を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	個人に対する交付ではない。また西条市が施工し、西条市周布土地改良区が維持管理するため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	比較設計等を行い経済的な構造としているため、過大な積算とはなっていない。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	水路工において、二次製品を使用するなど、コスト削減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	附帯施設を交付対象としていない。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	備品を交付対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	-	

施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	土地所有者との協議により取得の見通しがついている。						
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領の運用に定める基準を満たすとともに、その必要性を十分に検討しているか	－							
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か								
<table border="1"> <tr> <td>処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第3262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか</td> <td>－</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか</td> <td>－</td> <td></td> </tr> </table>	処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第3262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	－		地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	－			
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第3262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	－							
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	－							
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	西条市において、適正な資金計画がなされており、予算措置は適正に行われている。						
入札方式は一般競争入札若しくはこれと同等の方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付し難い場合は、理由は明確か	○	西条市契約規則に基づき適正に処理している。						
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか								
<table border="1"> <tr> <td>維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)</td> <td>○</td> <td>西条市周布土地改良区において、西条市周布土地改良区維持管理計画書を策定し、これに従い適正に管理を行う。</td> </tr> <tr> <td>収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか</td> <td>－</td> <td>該当無し。</td> </tr> </table>	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	西条市周布土地改良区において、西条市周布土地改良区維持管理計画書を策定し、これに従い適正に管理を行う。	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	－	該当無し。		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	西条市周布土地改良区において、西条市周布土地改良区維持管理計画書を策定し、これに従い適正に管理を行う。						
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	－	該当無し。						
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	－	他の事業との合体施工等の予定はない。						
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか(ある場合には、事業名を記載すること)	－	他の事業への重複申請の予定はない。						

2 個別事業について(吉田東地区)

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	該当無し。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	農林畜水産業関係補助金等交付規則により、処分制限期間は、コンクリート造り水路30年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	費用対効果分析の基準(土地改良事業経済効果算定方法)に基づき算定しており、適切に行われている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	費用対効果分析による算定結果は1.12である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	要件類別7の事業主体(市)と事業メニュー①の事業内容の要件(受益面積5ha以上)を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	個人に対する交付ではない。また西条市が施工し、西条市周布土地改良区が維持管理するため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	比較設計等を行い経済的な構造としているため、過大な積算とはなっていない。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	水路工において、二次製品を使用するなど、コスト削減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	附帯施設を交付対象としていない。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	備品を交付対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	-	

施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	土地所有者との協議により取得の見通しがついている。						
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領の運用に定める基準を満たすとともに、その必要性を十分に検討しているか	－							
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か								
<table border="1"> <tr> <td>処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第3262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか</td> <td>－</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか</td> <td>－</td> <td></td> </tr> </table>	処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第3262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	－		地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	－			
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第3262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	－							
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	－							
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	西条市において、適正な資金計画がなされており、予算措置は適正に行われている。						
入札方式は一般競争入札若しくはこれと同等の方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付し難い場合は、理由は明確か	○	西条市契約規則に基づき適正に処理している。						
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか								
<table border="1"> <tr> <td>維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)</td> <td>○</td> <td>西条市周布土地改良区において、西条市周布土地改良区維持管理計画書を策定し、これに従い適正に管理を行う。</td> </tr> <tr> <td>収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか</td> <td>－</td> <td>該当無し。</td> </tr> </table>	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	西条市周布土地改良区において、西条市周布土地改良区維持管理計画書を策定し、これに従い適正に管理を行う。	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	－	該当無し。		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	西条市周布土地改良区において、西条市周布土地改良区維持管理計画書を策定し、これに従い適正に管理を行う。						
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	－	該当無し。						
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	－	他の事業との合体施工等の予定はない。						
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか(ある場合には、事業名を記載すること)	－	他の事業への重複申請の予定はない。						